

81  
五旗

「取小限」といふが

# 限りなく武力行使

## 井上議員質問に

# 安倍首相集団的自衛権行使重大答弁

安倍信吉首相は7月30日の参院安保法制特別委員会で、日本共産黨の井上哲士議員の質問に対し、集団的自衛権に基づく武力行使の「必要最小限度」の定義ができるないという重大な答弁を行いました。 「実際にどのような場合にどのような武力行使がどの程度許されるかは、実際に発生した事態の個別的な状況に照らして総合的に判断する。具体的なところを規定することは困難だ」というのです。

首相答弁は、集団的自衛権行使における武力行使の限界について、明確な定義ができるなどと吐露したものです。

## 政府の裁量

もともと、「日本への武力攻撃」を排除する個別の自衛権の行使では、武力行使の限界は明確でした。日本への侵襲を排除することを超えて敵

質問に対する集団的自衛権に基づく武力行使の「必要最小限度」の定義ができるないという重大な答弁を行いました。 「実際にどのような場合にどのような武力行使がどの程度許されるかは、実際に発生した事態の個別的な状況に照らして総合的に判断する。具体的なところを規定することは困難だ」というのです。

首相答弁は、そのことを政府自ら認めたのです。武力行使の限界があいまいであれば、政府の裁量次第でいくらでも拡大できることとなるのです。

もう一つ、重大なのは、自衛隊との関係です。歴代政権は、自衛隊は憲法第2条5項の戦力不保持規定のもと、①集団的自衛権の行使をはじめ、外での武力行使を行わない、②自衛のための武力行使は「必要最小限」とすることをルールとしたのです。それによ

つて自衛隊は、「自衛のための最小限度の実力組織」であつて、「国際標準の軍隊」ではなく、憲法の第2項が禁じる「戦力」にはあたらないとして、「合憲」という主張の根據などてきたのです。

戦争法案によって、集団的自衛権の行使に公然と踏み出しつゝ、武力行使の限界があいまいな安倍政権は戦争法案で、集団的自衛権の行使を認めないと同時に、自衛権のものとの自衛性が根本からめぐることになる。首相は、この根本問題を大ききめぐらにしたのです。

日米共同演習で併走する海自護衛艦「ひゅうが」(手前)と米強襲揚陸艦ボクサー=2013年6月、米カリフォルニア州沖(米海軍ウェブサイトから)

國語（注釋）卷之二